

障害のある人もない人も 共生する宮城へ

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」と「手話言語条例」を4月から施行しました。

あちこちにある制限

「障害がある」から施設の利用や入店を断られる、アパートを借りられないなど障害を理由とした差別をなくすためには、県民一人一人が障害について理解を深め、差別をなくそうと行動することが大切です。

また、欲しいものが高いために陳列されていたり、欲しい情報が文字だけ、音声だけで発信されていたり、障害のある人が日常生活、社会生活で受ける制限は、障害のない人に合わせて作られた社会の仕組みや慣行などが原因となっていることもあります。このような制限を取り除き、誰もが過ごしやすい環境を整備していくことは、社会全体の役割です。

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」では障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

少しの想像力と気配りで みんなが暮らしやすく

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」には次のとおり決められています。

全ての人の

障害のある人やその家族などに対して障害を理由とした不当な差別的取り扱いをすることの禁止

県や事業者

「合理的な配慮」の提供を義務付け

県民の方

「合理的な配慮」に関し県や事業者から協力を求められた場合に応じること

合理的な配慮とは

障害のある人が、県や事業者などの利用に当たって、困っていることへの配慮を求めたときに、負担になりすぎない範囲で、その人の障害に合った必要な配慮を行うこと。

例えば、車いすの人が混雑するお店で困っているとき

県や事業者（合理的な配慮）
目的の売場まで誘導する



県民の方（合理的な配慮への協力）

店員から通路を開けて欲しいとお願いされたので通路を開ける



県や事業者は求められている配慮を提供することが、負担が重すぎる場合は、なぜできないかを丁寧に説明し、別の方法を提案するなど、お互いに話し合いを重ねることが大切です。

右の例の場合、店内が非常に混雑し、誘導することが難しい場合は、店員が売場の品物を持参し、選んでもらうことを提案するなどが考えられます。

手話は言語です

手話は日本語とは異なる独自の単語や文法を持つ一つの「言語」で、音声言語と異なり、手指の動きや表情などにより視覚的に表現します。

ろう者にとって、手話は情報を得るだけでなく、考えたり、自分の意思を相手に伝えるために欠かせないことのできない重要なものです。

「手話言語条例」の施行をきっかけとしてろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指していきます。



自分とは違う条件の人々がいることを知り、相手を尊重すること、「コミュニケーション」を取り、支え合うことが共生する社会への第一歩です。まずは知ること、想像することから始めてみませんか。

問 障害福祉課

☎ 22(211)2538